

LS23

受験番号

2013 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

専門論文試験 商法

(60分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は1ページのみである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 解答用紙は、横書きとする。
5. 解答用紙は、黒ボールペンまたは黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された解答は、無効となる。
6. 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、分かりやすい場所書き直すこと。
7. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
8. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

専門論文試験 商法

【問題】

以下の事例を読んで、下記設問に答えなさい。

〔事例〕

A株式会社（種類株式発行会社でなく、単元株制度を採用しておらず、自己株式も保有していない。）は、平成14年3月31日以降、B株式会社（種類株式発行会社でなく、単元株制度を採用しておらず、自己株式も保有していない。）の株主名簿上Bの総株主の議決権の67%を保有する株主である。

平成24年4月30日、AおよびBの取締役会において、AおよびBが、Aを吸収合併存続会社とし、Bを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本件合併」といい、本件合併の契約を「本件合併契約」という。）を行うことについて承認が行われ、次いで、AとBとの間で、本件合併契約が締結された。

本件合併契約においては、Aは、合併に際して、本件合併が効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）の前日の最終のBの株主名簿に記載または記録された株主に対し、Bの株式に代わり、その保有するBの株式1株につき、Aの株式0.1株の割合をもって割り当てること、本件合併の効力発生日は平成24年10月1日とすること等が定められていた。

AおよびBは、本件合併の条件の決定に先立ち、AについてはCを、BについてはDを第三者算定機関としてそれぞれ選定し、Bの株式1株に対するAの株式の割当て株数の算定を依頼した。Cの算定結果によれば、Bの株式1株に対するAの株式の割当て株数は0.80～0.90株であり、Dの算定結果によれば、Bの株式1株に対するAの株式の割当て株数は0.85～0.95株であった。そのため、Bの取締役であるE・Fは、本件合併に反対した。しかし、Bの取締役であるG・H・Iは、いずれもAの元使用人であり、本件合併後のAにおいて取締役に就任することが予定されていたため、本件合併に賛成した。

平成24年6月26日、Bの定時株主総会において、総株主の議決権の70%を保有する株主が本件合併に賛成し、本件合併契約が承認された。同日開催のAの定時株主総会においても、本件合併契約が承認された。

〔設問〕

Jは、平成19年3月31日以降、Bの株主名簿上Bの総株主の議決権の1%を保有する株主である。Jは、本件合併の条件が著しく不公正であると考え、平成24年6月27日、本件合併についてどのような法的手段をとることができるかについて、弁護士Kに相談した。Kは、Jに対して、どのような回答をすることが考えられるか。